

議案第17号 小松島市道路占用料条例の一部を改正する条例について

小松島市道路占用料条例新旧対照表

現行				改正後(案)				備考
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
占用物件		単位	占用料(円)	占用物件		単位	占用料(円)	
略				略				
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400
	標識		1本につき1年	1,100	標識		1本につき1年	1,100
幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるもの)	旗ざお	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	44	旗ざお	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	44
		その他のもの	1本につき1月	440		その他のもの	1本につき1月	440
		祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44		祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44
					幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるもの)			

改正

	のを除く。)その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400
	その他のもの		2,200
<u>令第7条第2号</u> に掲げる工事中施設及び <u>同条第3号</u> に掲げる工事中材料		占用面積1平方メートルにつき1月	440
<u>令第7条第4号</u> に掲げる仮設建築物及び <u>同条第5号</u> に掲げる施設			140

備考

1～4 略

5 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表するものとする。

6 略

7 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であると

	のを除く。)その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400
	その他のもの		2,200
<u>令第7条第4号</u> に掲げる工事中施設及び <u>同条第5号</u> に掲げる工事中材料		占用面積1平方メートルにつき1月	440
<u>令第7条第6号</u> に掲げる仮設建築物及び <u>同条第7号</u> に掲げる施設			140

備考

1～4 略

5 Aは、近傍類似の土地(令第7条第10号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表するものとする。

6 略

改正
改正
改正
改正

改正

削除

<p><u>き, 又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として 計算するものとする。</u></p>		
---	--	--